

高知広域都市計画道路検討委員会設置要綱

(設置)

第1条 高知広域都市計画区域における都市計画道路について、交通の課題や将来交通需要の予測等に基づき、計画の見直しの検討を行うため、「高知広域都市計画道路検討委員会」(以下「委員会」という。)を設置する。

(所掌事項)

第2条 委員会は、高知広域都市計画区域の次の事項について、所掌する。

- (1) 交通実態の把握及び交通の将来予測に関すること。
- (2) 都市計画道路の見直しにおける基本的事項及び今後の方針に関すること。
- (3) その他、総合的な交通計画を策定するために必要となる事項に関すること。

(構成)

第3条 委員会は、学識経験者、関係団体、行政機関から土木部長が選任した別表に掲げる委員をもって構成する。

(委員会)

第4条 委員長は、委員から互選する。

- 2 委員長は、委員会を招集し、これを主宰する。
- 3 委員長に事故あるとき又は委員長が欠けたときは、委員長があらかじめ指名した者がその職務を行う。
- 4 委員長は、必要と認めるときは、委員以外の者の出席を求めることができる。

(委員の任期)

第5条 委員の任期は、令和3年3月31日までとする。

(代理)

第6条 委員長は、行政機関の職員から任命された委員が委員会に出席できないときは、その職務を代行できる者の代理出席を認めることができる。

(事務局)

第7条 事務局は、高知県土木部都市計画課に置く。

- 2 事務局は、次の事項を所掌する。
 - (1) 委員会の指示に従い、必要な資料の収集又は作成を行うこと。
 - (2) 委員会組織全体の運営に必要な庶務を行うこと。

(雑則)

第8条 この規約に定めるものの他、委員会運営について必要な事項は、委員長が別にこれを定める。

附則

(施行期日)

この要綱は、令和元年11月29日から施行する。